

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者氏名	所在地	指名停止の期間
構営技術コンサルタント 株式会社	代表取締役社長 水野 隆之	高知県高知市本宮町105-23	令和6年 1月27日から 令和6年 7月26日まで (6箇月)

事案の概要	構営技術コンサルタント株式会社は、高知県発注の地質調査業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
指名停止の理由	「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」別表第2第4号ロに該当 (独占禁止法違法行為) 4 次に掲げる建設工事等業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 ロ 松江市外における建設工事等
備考	